

都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する 条例（案）の概要

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課

1 改正の理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号並びに関係政省令が改正され、県が条例で指定する土地の区域（以下「条例区域」という。）を定める際には、災害の防止等を考慮するよう規定されたこと並びに市街地の無秩序な拡大を防止する必要があることから、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例^{*}（平成13年千葉県条例第38号。以下「条例」という。）の一部を改正します。

^{*}千葉県条例が適用される市町：君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、富里市、大網白里市、酒々井町、栄町

2 主な改正の内容

- (1) 条例区域は、次のいずれにも該当する土地の区域として、知事が指定する土地の区域とします。
 - ①市街化区域（工業専用地域及び地区計画により住宅の建築ができない地域を除く。）から1. 1キロメートルの範囲内に存すること
 - ②自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域内に存すること
 - ③既存集落（条例第2条第1項に規定する地域をいう。）内に存すること
 - ④都市再生特別措置法施行令及び都市計画法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第337号）による改正後の都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含まないこと
- (2) 市町村の長は、必要があると認めるときは、知事に対し、条例区域の指定について申し出ることができることとします。
- (3) 知事は、条例区域を指定しようとするときは、あらかじめ千葉県開発審査会の意見を聴かなければならないこととします。
- (4) 知事は、条例区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならないこととします。

3 施行期日（予定）

令和4年4月1日を予定します。ただし、2.（1）④以外の改正事項については、経過措置を設けます。